

生産緑地の買取り申出に関する手続き

<p>【主たる従事者の死亡の場合】</p> <p>(1) 買取りの申出</p> <p>必須</p> <p>①生産緑地買取申出書（実印） ②①で使用した実印の印鑑証明 ③生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書（農業委員会が発行） ④土地登記簿謄本（全部事項） ⑤位置図（生産緑地の区域を示す図面）</p> <p>対象の方のみ</p> <p>⑥委任状（代理の方が届け出る場合） ⑦戸籍謄本、遺産分割協議書等、相続人がわかる書類（相続登記が未済の場合） ⑧同意書（所有者が複数人いる場合や所有権以外の権利がある場合）（実印） ⑨⑧で使用した実印の印鑑登録証明</p>	<p>【主たる従事者の故障の場合】</p> <p>(1) 買取りの申出</p> <p>必須</p> <p>①生産緑地買取申出書（実印） ②①で使用した実印の印鑑証明 ③生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書（農業委員会が発行） ④土地登記簿謄本（全部事項） ⑤位置図（生産緑地の区域を示す図面） ⑥農林漁業に従事することが不可能であることの医師の診断書</p> <p>対象の方のみ</p> <p>⑦委任状（代理の方が届け出る場合） ⑧同意書（所有者が複数人いる場合や所有権以外の権利がある場合）（実印） ⑨⑧で使用した実印の印鑑登録証明</p>	<p>【生産緑地指定の告示後、30年が経過した場合】</p> <p>(1) 買取りの申出</p> <p>必須</p> <p>①生産緑地買取申出書（実印） ②①で使用した実印の印鑑証明 ③生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書（農業委員会が発行） ④土地登記簿謄本（全部事項） ⑤位置図（生産緑地の区域を示す図面）</p> <p>対象の方のみ</p> <p>⑥委任状（代理の方が届け出る場合） ⑦戸籍謄本、遺産分割協議書等、相続人がわかる書類（所有者が死亡しており、相続登記が未済の場合） ⑧同意書（所有者が複数人いる場合や所有権以外の権利がある場合）（実印） ⑨⑧で使用した実印の印鑑登録証明</p>
---	---	---

(2) 行政が買い取るかを判断

(3) 所有者に買い取るか買い取らないかを通知

約
1
ヶ月

【買い取る場合】

(4) 価格の協議

(5) 売買契約の締結

(6) 公共用地として利用

【買い取らない場合】

(4) 農林漁業に従事することを希望する者へ斡旋

【成立の場合】

(5) 生産緑地として継続

【不調の場合】

(5) 行為制限解除の通知

約
2
ヶ月

※買取り申出をする場合は、その土地についての今後の利用形態により、地方税法の特例を受けられる場合がありますので、税務課固定資産税係でご相談ください。